



府 食 第 357 号

平成 18 年 5 月 9 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

農薬専門調査会

座 長 鈴木 勝士

ポジティブリスト制度に係る暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施方針について

平成18年4月20日開催の第140回食品安全委員会において調査審議を行った標記について、平成18年4月26日開催の第43回農薬専門調査会において調査審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

記

農薬専門調査会の運営体制及び審議手順について了承する。ただし、以下の点に配慮が必要である。

- 1 計画的な諮問がなされるよう、リスク管理機関との調整が図られること。
- 2 審議に必要な資料の提供が円滑になされるよう、リスク管理機関との調整が図られること。
- 3 暴露評価は農薬の食品健康影響評価の一環として不可欠であるため、農薬専門調査会において円滑に暴露量の確認が行われることが重要と考える。
- 4 厚生労働省の「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」では、5年間を目途にポジティブリストに掲げられた農薬の食品健康影響評価の依頼を行うこととしているが、評価件数が多いことから、慎重かつ適正な評価を行いつつ、適切な時期に評価を完了させるため、農薬専門調査会の体制を拡充するとともに、事務局による支援体制を相当程度拡充すること。
- 5 農薬の安全性評価に必要な調査研究の拡充を図ること。
- 6 農薬の食品健康影響評価に必要な人材の育成の拡充を図ること。
- 7 リスクコミュニケーションの実施を通じ、食品健康影響評価に対する国民の理解を深めること。



府 食 第 3 5 4 号
平成 1 8 年 5 月 9 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

動物用医薬品専門調査会
座長 三森 国敏

ポジティブリスト制度に係る暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価
の実施方針について

平成 1 8 年 4 月 2 0 日開催の第 1 4 0 回食品安全委員会において調査審議を行っ
た標記について、平成 1 8 年 4 月 2 8 日開催の第 5 1 回動物用医薬品専門調査会に
おいて調査審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

記

動物用医薬品専門調査会の運営体制及び審議手順について了承する。ただし、以
下の点に配慮が必要である。

- 1 計画的な諮問がなされ、審議に必要な資料の提出が円滑になされるよう、リ
スク管理機関との調整が図られること。
- 2 厚生労働省の「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」に
よれば、動物用医薬品専門調査会において年間約 5 0 物質について調査審議を
行うこととなるが、慎重かつ適切な評価を行いつつ、適切な時期に評価を完了
させるために、事務局による支援体制を相当程度拡充すること。



府食第342号

平成18年5月9日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

肥料・飼料等専門調査会

座長 唐木 英明

ポジティブリスト制度に係る暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施方針について

平成18年4月20日開催の第140回食品安全委員会において調査審議を行った標記について、平成18年4月24日開催の第18回肥料・飼料等専門調査会において調査審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

記

- 1 肥料・飼料等専門調査会の運営体制及び審議手順について了承する。
- 2 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（素案）2の（2）の②に規定する優先物質以外の飼料添加物の評価に用いる資料の具体的条件については、現在飼料添加物の食品健康影響評価に用いる資料について準用している「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）を引き続き準用し、審議状況に応じて追加資料の提出を依頼することとする。